参考資料3

被災地の環境再生に向けた取組の現状

2019年3月

環境省

除染等の状況

○ 2018年３月１９日までに、帰還困難区域を除き、８県100市町村の全てで面的除染が完了。
○ 2017年度末までに発生した除去土壌等は、1,700万㎥（うち、福島県内で1,650万㎥）（推計）。除去土壌等の仮置場等の維持管理及び原状回復を適切に行う。
○ 帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域の整備の中で、解体・除染工事を順次行う。

面的除染

○ 国直轄地域（除染特別地域※）においては、2017年３月末に完了（帰還困難区域を除く）。

※ 旧警戒区域・計画的避難区域の11市町村（田村市、南相馬市、川俣町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）が対象。

○ 市町村除染地域（汚染状況重点調査地域）においても、2018年3月19日までに完了。

	面的除染完了市町村		
		除染特別地域（11）	汚染状況重点調査地域（93）
福島県内	43※	11	36
福島県外（7県）	57	—	57
合計	100	2017年3月に完了	2018年3月に完了

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方がある

○ 今後は、除去土壌等の仮置場等の維持管理及び原状回復を適切に行う。

特定復興再生拠点区域

○ 帰還困難区域については、改正福島復興再生特別措置法に基づき、認定された特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、解体・除染工事を実施（インフラ整備との一体的効率的な実施）。
○ 双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村の6町村で家屋等の解体・除染を実施中。

	計画認定日	解体・除染工事の状況
双葉町	2017年９月15日	2017年12月25日着工
大熊町	2017年11月10日	2018年３月９日着工
浪江町	2017年12月22日	2018年５月30日着工
富岡町	2018年３月９日	2018年７月６日着工
飯舘村	2018年４月20日	2018年９月28日着工
葛尾村	2018年５月11日	2018年11月20日着工

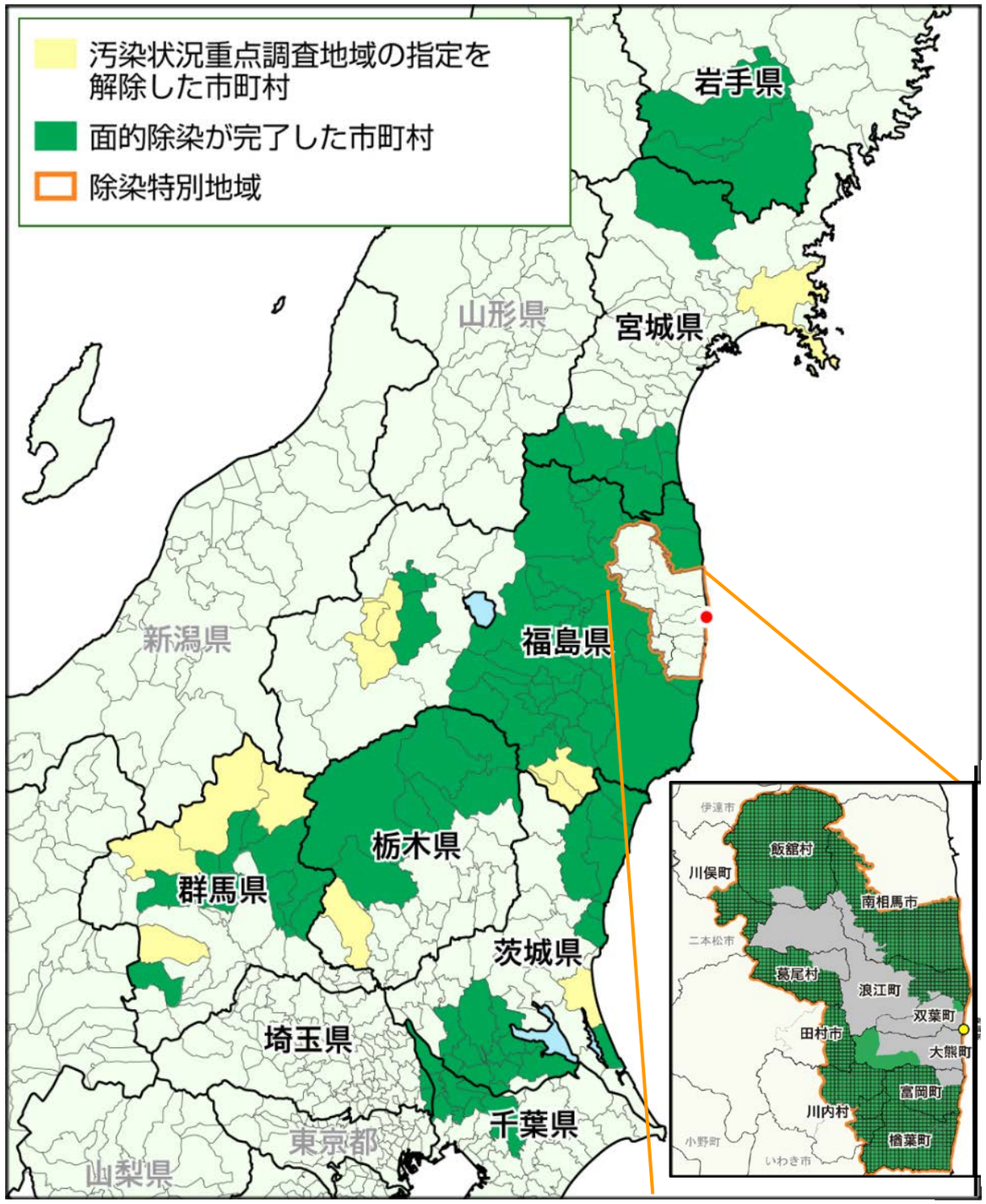

面的除染の進捗状況（2018年３月末時点）

中間貯蔵施設事業の状況

○ 中間貯蔵施設事業は、2018年12月に公表した「2019年度の中間貯蔵施設事業の方針」に沿って、着実に進める。
○ 2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の搬入を概ね完了することを目指す。
○ 福島県内の除去土壌等の県外最終処分については、政府一体となって、除去土壌等の減容・再生利用等に取り組む。

中間貯蔵施設事業について

○ 用地取得については、全体面積約1,600haのうち2019年1月末時点で約1,091ha（約68.2%、人数ベースで1,664人）を契約済み。
○ 施設整備については、2017年10月から除去土壌の貯蔵開始。貯蔵容量の拡大のため引き続き整備中。
○ 除去土壌等の輸送については、2019年2月19日までに累計で約236万㎥の除去土壌等を輸送済み。2019年度は400万㎥程度を輸送し、2020年前半までには幹線道路沿いや身近な場所から仮置場をなくすことを目指す。

※福島県内の除去土壌等の輸送対象物量は、2019年1月時点で約1,400万㎥

中間貯蔵施設（大熊②工区周辺）

輸送車両

仮置場等の箇所数、除去土壌等の数量等

○ 2020年度当初までに、最大で6割程度の仮置場から除去土壌等を搬出し、4割程度について原状回復完了を目指す。

※約1,300箇所の仮置場について、輸送量の見通しや原状回復の実績に基づき試算

	仮置場等の箇所数	現場保管の箇所数	除去土壌等の数量（保管物数）
直轄除染	206箇所	ー	約593万袋
市町村除染	727箇所	104, 938箇所	約560万㎥

・直轄除染の数値は2019年１月31日時点
市町村除染の数値は福島県内分のみで2018年12月31日時点 （福島県公表資料に基づき作成）

再生利用について

○ 福島県内で発生した除去土壌等は、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分することになっているが、その量は膨大であり、最終処分量を低減するために、除去土壌等の減容・再生利用を進めることが重要。

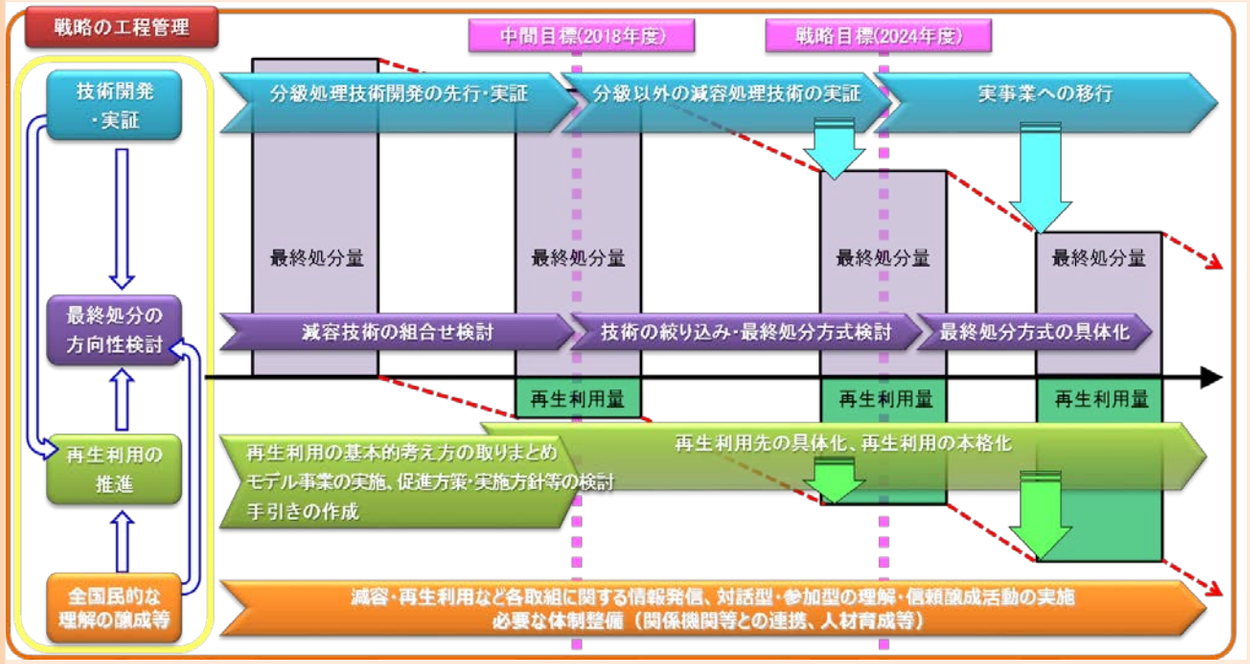

○ 南相馬での実証事業において、安全性を確認。飯舘村でも実証事業を行っており、今後、再生利用の本格化を目指す。

飯舘村における実証事業の概要

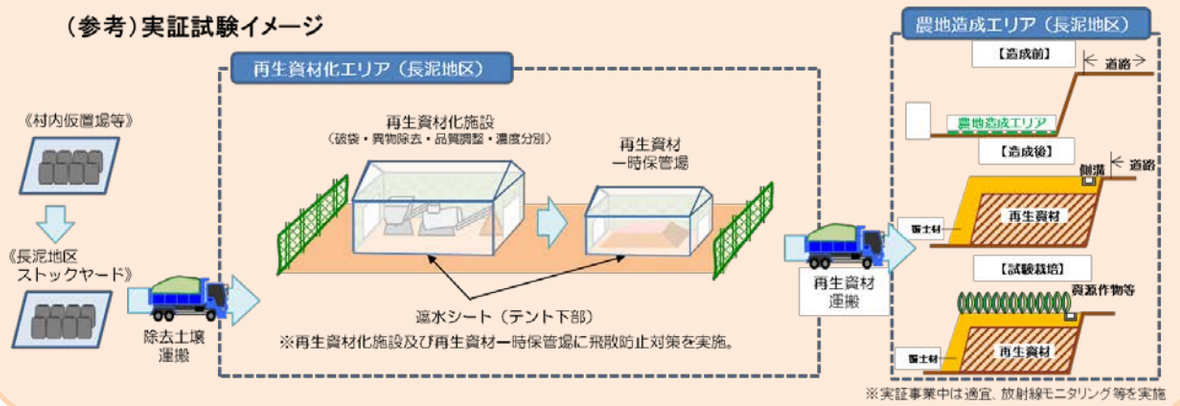

管理型処分場を活用した特定廃棄物埋立処分事業の状況

- ○ **特定廃棄物埋立処分事業**について、**2017年11月17日に特定廃棄物等を搬入開始。**
- ○ **これまでに富岡町・楢葉町の廃棄物を中心に57,679袋搬入済み。（1月末時点）**
- ○ **搬入開始前後のモニタリング結果**において、**空間線量率等の特異的な上昇は見られていない。**

※特定廃棄物とは、対策地域内廃棄物と指定廃棄物を指す。

施設の概要

- ○ 既存の管理型処分場（旧フクシマエコテッククリーンセンター）を活用
- ○ 富岡町に立地（搬入路は楢葉町）
- ○ 地元との調整の結果、施設を国有化
- ○ 最終処分場としての位置づけ

埋立対象物・搬入期間

- ○ 対策地域内廃棄物等（10万Bq/kg以下）：約6年
- ○ 福島県内の指定廃棄物（10万Bq/kg以下）：約6年
- ○ 双葉郡8町村の生活ごみ：約10年
- ○ なお、10万Bq/kg超は中間貯蔵施設に搬入

これまでの経緯

- ○2013.12.14　国が福島県・富岡町・楢葉町に受入れを要請
- ○2015.12.4　県・富岡町・楢葉町から国に対し、事業を容認する旨、伝達
- ○2016. 4.18　管理型処分場を国有化
- ○2016. 6.27　国と県、両町との間で安全協定を締結
- ○2017.11.13　国から県・富岡町・楢葉町に対し、17日に搬入を開始する旨、伝達
- ○**2017.11.17　搬入開始**
- ○2018. 8.24　特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」開館

※富岡町の地元行政区（太田・毛萱）、楢葉町の地元行政区（繁岡・上繁岡）と2018年3月までに安全協定を締結済み

関連施設について

❶特定廃棄物埋立処分施設

❷特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」
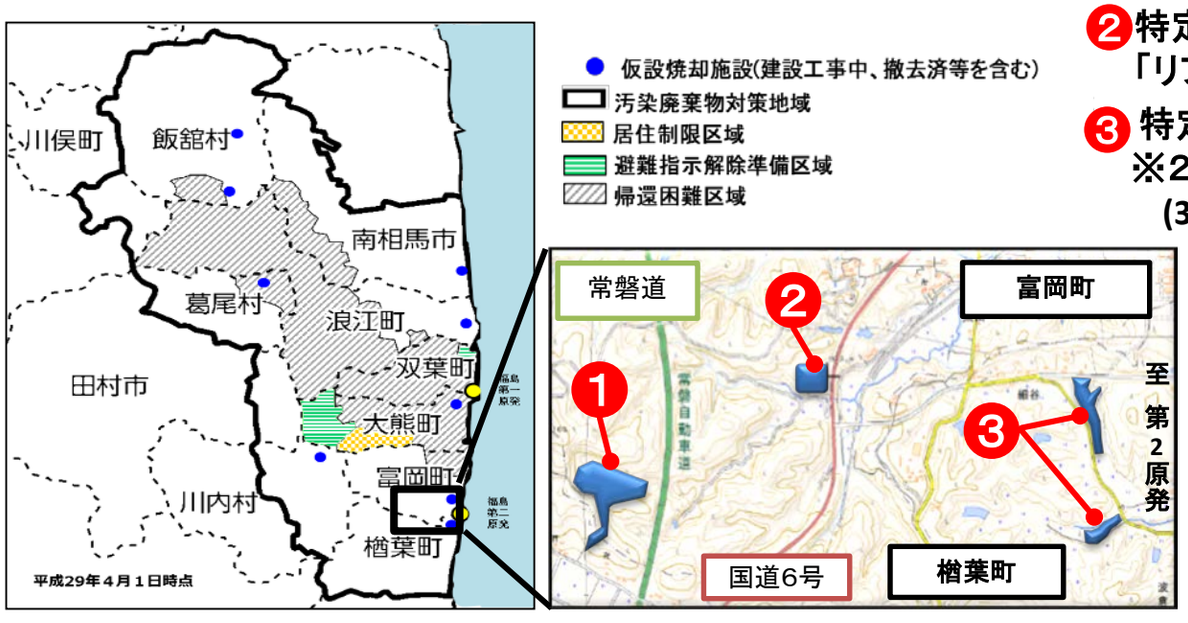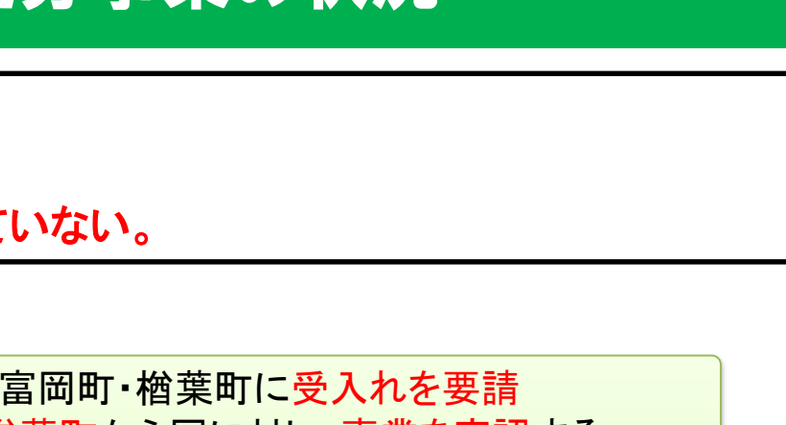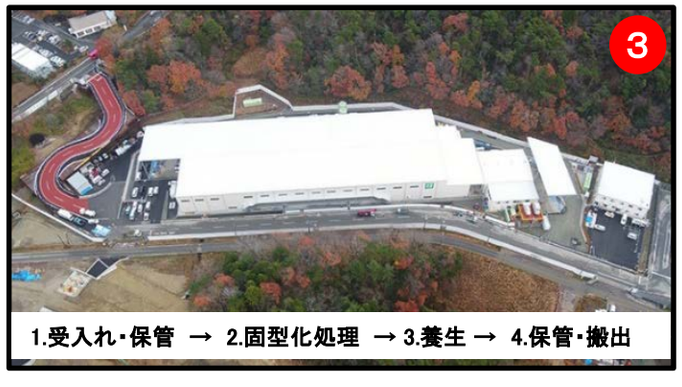
❸特定廃棄物固型化処理施設
※2019年1月試験稼働 開始
(3月本格稼働開始予定)